平成２６年（フ）第６０４号
千葉県船橋市高根台５丁目１番269棟306号
債務者　北村　藤夫
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６５４号
千葉県市原市西五所17番地32　セゾン小泉103
債務者　阿曽　　学
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６８６号
千葉県習志野市津田沼１丁目19番９号　シャレオ津田沼106号
債務者　石田利芳子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６９８号
千葉県市川市大和田２丁目14番４号
債務者　山田　初恵
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２０４号
新潟市中央区鳥屋野190番地19　ピアウエスト２―210号、前住所新潟県村上市坂町2403番地３　ベロ・明夢ストーリー301
債務者　桑野　奉文
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２６号
新潟市西区寺尾前通１丁目12番地５
債務者　岩脇　裕次
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３１号
新潟市東区新石山３丁目12番地１　せんのき204号
債務者　鈴木　雪子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４４号
新潟市江南区大渕1220番地
債務者　神林由美子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５９号
新潟市北区木崎2311番地９
債務者　阿部美恵子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３３号
金沢市新神田５丁目119番地　第３清寿荘202号、従前の住所石川県白山市北安田町1016番地
債務者　立　季美子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１６２号
長野県塩尻市広丘吉田1172―１　パレーシャル赤津101号吉澤方、住民票上の住所長野県塩尻市大字洗馬2890番地１
債務者　青柳　重光
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１２０２号
愛知県あま市七宝町川部折戸17番地　リバーサイドアーバングリーン　101号
債務者　廣瀬　清吾
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２１１号
愛知県知多市つつじが丘４丁目18番地の25
債務者　海野　綾乃
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２１６号
愛知県大府市大府町ウド65番地の１　大府団地２棟307号
債務者　伊東　一浩
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２３４号
名古屋市中川区高畑１丁目87番地　グランパーク高畑201号
債務者　青木　雅司
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３４２号
愛知県春日井市八田町５丁目16番地４　県営八田住宅１棟608号
債務者　有我まゆみ
法定代理人成年後見人　纐纈　光幸
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３６１号
名古屋市港区春田野１丁目403番地　アーバンハイツ205号
債務者　川島　直樹
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部